

2 計画の性格、構成と期間

第六次甲府市総合計画は、甲府市自治基本条例第22条の規定に基づき策定するものであり、「基本構想」と「実施計画」により構成します。

(1) 基本構想

「基本構想」は、まちづくりの指針となるものであり、目指す都市像、都市像を実現するための基本目標と基本目標を達成するための施策の大綱を定めます。平成28（2016）年度を初年度とし、10年後の平成37（2025）年度を目標年度とします。

(2) 実施計画

「実施計画」は、基本構想の実現を図るための計画であり、基本構想に基づき実施する各種施策と施策ごとの事務事業の具体的な内容を示します。平成28（2016）年度を初年度とし、計画期間は3か年として、毎年度、ローリング方式*により見直します。また、施策や事務事業を適正に評価し改善しながら推進します。

計画の構成と期間

